

令和7年度第2回 京都府最低賃金専門部会

議 事 録

令和7年8月5日（火）

午前8時30分～午前10時33分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都地方最低賃金審議会

令和7年度 第2回 京都府最低賃金専門部会

令和7年8月5日（火） 午前8時30分～10時33分
（京都労働局 6階会議室）

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

【全体審議】

○櫻井部会長

皆さん朝早くからお集まりいただき、どうもありがとうございます。ようやく会議が開けることになって、よかったと思っております。さっそくですが、ただいまから、第2回京都府最低賃金専門部会を開催いたします。

事務局から出席状況の報告及び事務連絡をお願いします。

○川部賃金室長

まず、本日の出席状況についてご報告いたします。

公益代表委員 3 名

労働者代表委員 3 名

使用者代表委員 2 名

計 8 名の出席につき、本日の専門部会は成立しています。

また、本日の議事は非公開ですが、議事録は作成するため、議事録署名人を決めていただくようお願い致します。

○櫻井部会長

本専門部会が成立していることを確認しました。

また、本日の議事録署名人について、労使各側どなたかお願いできますか。

それでは、労働者側は大西稔委員、使用者側は石垣委員に議事録署名人をお願いいたします。

○櫻井部会長

次に、本日配付の資料説明を事務局からお願いします。

また、前回第1回専門部会で各委員からご依頼のあった資料についても、本日配付いただいているようですので、合わせて説明をお願いします。

○川部賃金室長

では、本日の配付資料について説明します。

初めに、前回専門部会で、沼田委員からご依頼のあった、令和7年賃金改定状況調査の第4表については、第1回専門部会のお配りし、説明させていただきましたが、調査の概要に係る説明資料が抜けておりましたので、本日お配りしている資料のナンバー1の冒頭にある調査の概要を含めて改めて第4表をつきさせていただきます。

なお、ランク別に集計されているので都道府県別のデータがあるのではと資料提供のご要望を受けましたので、現在本省に照会中です。もうしばらくお時間ください。

次に、大西委員からご依頼のあった、①食料品に係る消費者物価指数に関する中賃目安小委員会で配付された資料を資料ナンバー2として、また②昨年の審議でも配付された、消費者物価指数の食料の「頻繁に購入する品目」に係る京都市の対前年同月比上昇率の推移を事務局でまとめた資料をナンバー3として、お配りしております。

この資料ナンバー3を見ていただいたらわかるように、2024年10月から2025年6月までの9か月間の対前年同月比の物価上昇率の平均は、①「持ち家の帰属家賃を除く総合」が全国3.9パーセントに対し京都は4.2パーセント、②「食料」の費目は全国6.4パーセントに対し京都は6.7パーセントと、いずれの指数も京都は全国を上回る状況になっています。

事務局からは以上です。

○櫻井部会長

ありがとうございました。

■沼田委員

前回、大西委員がおっしゃられたのは、「頻繁に購入」する項目のうちで京都の数値が欲しいということと理解したのですが。

○川部賃金室長

確認させていただいて、明日の専門部会にでも出させていただきます。

■沼田委員

この項目の数字は、全国では去年5.4ということで、今年4.2なので少し落ち着いたとみていたのですが、京都の数字がどうなのかに注目していたのです。

○櫻井部会長

他にご質問はございますか。

■石垣委員

資料ナンバー３の表の中には「京都」とありますが、これは「京都市」のハナシ（数値）ですか。

○川部賃金室長

そうですね。調べた総務省の検索サイトでは、「京都市」しか選択枝がなかったもので、そこで拾った数字を乗せ、標題には「京都市」と記載したのですが、今朝本省から届いた先ほどの都道府県比較表の中身で見ると、京都府のところにある食料の数値と全くこれが一致しています。ですので、府か市かを分けせずに説明の中では「京都」という言い方をさせていただきました。

正確性に欠けて申し訳なかったのですが、その辺の京都府か京都市のデータは同じなのか、別にあるのかというところは、確認をさせていただきます。

○櫻井部会長

こちらも次回、回答されるとのことです。

ほかにありますでしょうか。もしなければ次に進みたいと思います。

●■○各側委員
(質問等なし)

○櫻井部会長

では、８月４日中央最低賃金審議会での目安答申が行われました。これに関わる報告を事務局からお願いいたします。

○川部賃金室長

昨日メールで連絡させていただいたとおり、昨日中央最低賃金審議会の目安答申が行われましたので、概要を説明いたします。

まず経過ですが、７月１１日に厚労大臣が中賃の会長に対して諮問を行い、目安小委員会が設置されて以降、昨日までに７回の小委委員会での審議が行われました。その結果、目安に関する公益委員見解と小委員会報告を地方審議会に提

示する内容で、中賃会長から厚労大臣あて答申が行われました。

中賃会長のビデオメッセージは後日届いた段階で視聴し、本日は、お手元に配付した「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」との標題の文書に基づき説明しますので、その文書の2枚目から別添1 公益委員見解に目安額の根拠が説明されていますので、ご覧下さい。

まず、公益委員見解で示された各都道府県の引上げ額の目安は、Aランクは63円で引上げ率5.6パーセント、京都を含むBランクも63円で引上げ率6.3パーセント、Cランクは64円で引上げ率6.7パーセントとなっています。これによる、全国加重平均の対前年度引上げ額は1,118円・引上げ率は6.0パーセントとなり、昭和53年に目安制度が始まって以降、過去最高の引上げ額・率となります。

答申文の項目1～3には、昨年同様に、目安の金額に関する意見の一致をみるに至らなかったため、目安に関する公益委員見解の形で目安額が示されたことなど書かれていて、項目4番から最後の13番までは政府に対する各種要望ということになっています。

要望の項目4番には、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備ということが述べられ、後段には生産性向上、官公需における対応、価格転嫁対策の徹底など政府に対し強く要望し、項目5番では、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金などの賃上げ支援について賃上げ加算等の充実を強く要望するということがあげられています。

6番以降も、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の着実な実行とか、下請法改正を受けた公取や中小企業庁の取組など、様々な要望があげられています。

また、公益委員見解では、1でA～Cランクごとの引上げ額の目安を示したうえで、2以降では最低賃金決定の法定3要素である労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力ごとに、今年度の目安額の根拠、政府に対する要望、地方最低賃金審議会への期待などが記載されている内容になっています。

今後専門部会での地賃改正額の審議に重要となると思いますので、今年度目安額の根拠について、法定3要素ごとの概要をさらに説明させていただきます。

公益委員見解の1ページから「ア労働者の生計費」、3ページから「賃金」、4ページから「ウ通常の事業の賃金支払能力」について詳細が記述されていますが、6ページからの「エ各ランクの引上げ額の目安」に、引上額の根拠となった3要素の概要がまとめて記述されていますので、この記述に基づき説明します。

労働者の生計費については、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」は、昨年10月から今年6月までで平均3.9パーセントと引き続き高い水準であることに加え、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月

に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月までの 9 か月平均が 4.2 パーセントから 6.7 パーセントの高い水準となっていることがあげられています。この根拠資料は、目安答申の別添「参考資料」の 2 ページ目の資料に赤字太枠で表記されています。

賃金については、春闘の賃上げ結果が全体で 5 パーセント台と 33 年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となったこと、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額についても 5 パーセント台後半の引上げで昨年を上回る水準となったこと、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 2.5 パーセントで、昨年を上回り平成 14 年以降最大であり、第 4 表③における賃金上昇率も 3.2 パーセントと昨年を上回る水準の引上げとなったことが、あげられています。賃上げの各種指標は、別添「参考資料」の 7～11 ページの各資料に赤字太枠で表記されています。

通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移していることや、賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年度以降で過去最大となったことも考慮すべきとしています。賃金支払能力に係る各種指標は、別添「参考資料」の 12 ページ法人企業統計の資料から 25 ページの倒産関係の資料までに示されています。

これら 3 要素を総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目したとしています。

その上で、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させ、最低賃金法の目的や地域間格差の是正などに留意し、目安の検討に当たっては全国加重平均 6.0 パーセント（63 円）を基準として検討するのが適当との考えを示しています。

そして、ランク別の引上額については、消費者物価の「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年上昇率は A ランク 3.8 パーセント、B ランク 3.9 パーセント、C ランク 4.1 パーセントとなっており、C ランクの上昇率が高くなっていること、賃金改定状況調査結果の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっていること、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮して、初めて C ランクが A・B ランクを上回ることが適当として、A ランクと B ランクが 63 円、C ランクは 64 円とする目安額が示されました。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8 パーセントから 82.8 パーセントと地域間格差が比率の面で縮小することになるとしています。

中賃目安答申の説明は、以上となります。

○櫻井部会長

今のご説明に関しまして、各委員の方からご質問やご意見はございますか。

■沼田委員

目安答申資料の公益委員見解 10 ページのところで発効日のことについて、「十分に議論を行うよう要望する」と書かれているのですが、ここのご説明がなかったと思っているのですけれども。

○川部賃金室長

説明が漏れ申し訳ございません。公益委員見解の 10 ページ「カ地方最低賃金審議会への期待等」に、今回初めて発効日のことが示されました。下から 1 段落目のあたりから説明しますのでご覧下さい。

発効日については、「10 月 1 日の早い段階で発行すべき。就業調整の影響への懸念のあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない」という意見がある一方で、「近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加している。」との意見、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声があるとしています。

その上で、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第 14 条第 2 項において、発効日は各地方最低賃金議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう、地方審議会への要望が記載されています。

説明は以上となります。

○櫻井部会長

だから、10 月 1 日発効ということは法律に規定されていることではない。けれどもという文脈ですね。各地方審議会で発効日についても十分検討することを期待するという内容ですね。

○川部賃金室長

はい。法令上の取り扱いで発効日には官報公示日から 30 日での法定発効があるのですが、審議会の中で法定の 30 日より後の日付で指定日発効とする方法があるということです。

○櫻井部会長

他にご質問ございますか。

沼田委員が何度か疑問として出されていた部分がすぐ前段にあって、「各種支援策の詳細については、今後行われるものがあることに留意が必要である」とあって、助成策について資料でかなり説明されています。それに加えて今後行われるものもある、ということで現時点で詳細はまだ明らかではない。この目安小委員会としては政府にそういう施策を強く要望するということが書かれています。よろしいですか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

もしご質問ありませんでしたら、先に進ませていただきます。

早速ですが、この目安答申の内容も踏まえまして、京都府最低賃金改正の全体審議に入りたいと思います。

では初めに、前回 7 月 31 日の第 1 回専門部会において、労使双方から基本的な考え方を聞かせていただきました。簡潔に確認したいと思います。

労働者側委員からは、『『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』で示された実質賃金 1 パーセントの上昇や 2020 年代に最低賃金 1500 円に向けた目標を念頭に審議をしていきたい、ということ』、

「春闘では京都でも高い水準を期待しており、この流れを未組織労働者や最賃近傍労働者の労働条件にも波及させる必要がある」、

それから、「消費者物価指数は高止まりが続いていること、米の価格が非常に高止まりしてきたこと、光熱費の問題など、最近の経済状況を踏まえると最賃近傍労働者の生活に大きなダメージを与えているということで、実質賃金を意識した議論が必要である」、

「トランプ関税など不透明な要因はあるが、賃上げによる国内消費の拡大で経営者側事業の継続、これが国として重要な政策であり、不安を払拭していく必要がある」

「この審議会の責任は非常に大きく、公正な議論で、労働者側としても努力していきたい」、

といったご意見をいただきました。

続いて、使用者側委員からは、「労側が述べられたことも十分加味して検討していきたいが、本来、国や地方自治体がやるべきことと、企業としてできること、これについては十分意識して議論したい。何もかも企業が行えるか、実現できるかということに疑問があり、例えば物価高騰対策などは国がするべきものと考えている」、

「そして最賃の審議にあたっては、生計費、賃金、支払い能力の3要素を踏まえ、バランスをとった議論をしていきたい。理想に惑わされず、しっかりと社会の状況を見ながら三要素や、今回提供資料の中にあった第4表の小規模事業所の賃上げ率を踏まえた検討を進めるべきである」、

「都道府県の中には、無理矢理非常に高い賃上げを行うような動きもみられる中で、本来のセーフティネットとしての最賃のあり方を踏まえた議論が重要であり、実体的なところをしっかりと見据えて検討していきたい。」、

「政府の基本方針には、2020年代に最低賃金1,500円があげられているが、併せて目安を超える最賃引上げを行った場合は政府の補助金による重点的な支援で中小企業・小規模事業者を大胆に後押しするとしており、この中身について具体的なことがわからないと配意しようがない。補助金など国の支援策の詳細を早急に示すことを改めて要望する」、

といったご意見をいただきました。およそ前回の専門部会で上がった意見は以上だと思います。

さらに、先ほど事務局から説明のあったとおり、昨日の目安答申において、Bランクにつきましては引上額63円の目安額が示されましたので、目安額を踏まえた労使各側の改正額に係る具体的なご意見を可能な限りお聞かせいただければと思います。

二者協議に移る前に、まずは全体審議の場でお聞きしておくべきご意見があれば、それぞれお聞きしたいと思います。順番は労働者側・使用者側の順に願います。

●大西（稔）委員

特にないですが、沼田委員のおっしゃられた目安を超えるところの政府助成金は、今回の審議のキモ・中心にもなっていると思います。

■使側委員

特にありません。

○櫻井部会長

よろしいですか。ありがとうございます。そうしましたら、個別協議に入りたいと思います。

○櫻井部会長

それでは、専門部会は休会として、別室の方で公労協議と公使協議を順に行いたいと思います。慣例によって公労協議から先に行うということでよろしいですか。

●■労側・使側委員

はい。

○櫻井部会長

では、事務局から、個別協議の部屋の説明をお願いします。

○川部賃金室長

個別協議は、労側委員の皆さんは6階小会議室で、使用者側委員の皆さんは7階会議室で行います。

公労協議の間は、申し訳ありませんが、使側委員の皆さんは7階会議室でお待ちいただきますようお願いいたします。公労協議終了後、公益委員と事務局がお伺いします。

なお、労使各側委員のみによる打合せが必要な場合は、使用者側委員は待ち時間を利用してお願いします。労側委員の方で打合せが必要であれば、個別協議の時間を少し遅らせることができますが、いかがでしょうか。

●労側委員

大丈夫です。

○川部賃金室長

では会場の方へ移動していただきまして、準備が整い次第労側委員の皆さんと個別協議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井部会長

今日は時間の制限のため、この二者協議は最大20分ぐらいを目安に進めさせていたいただきたいと思います。

【個別協議】

【全体審議】

○櫻井部会長

それでは、専門部会を再開させていただきます。限られた時間ではありましたが、労使各側の意見を聞かせていただきました。非常に簡潔に先ほどの個別協議の要旨を私の方から報告させていただきます。

まず、公労の二者協議においては以下のような点について聞かせていただきました。

「生計費の状況が非常に重要であると考えていて、とりわけ最低賃金近傍の労働者には昨今の生計費の上昇が生活に大きな影響を及ぼしており、ここを念頭において議論していきたい。かねてより連合はリビングウェイジを調査し分析して提示してきている。最近のリビングウェイジでは、今年の高物価は考慮に入っていない 2024 年 9 月の数値ではあるが、京都のリビングウェイジは 1,200 円ということなので、議論の際には、こうした水準を念頭に置きながら、今回、中賃が示した目安額以上の賃上げを考えていきたい」というのが一点目です。

二点目は、「発効日は非常に切迫した生活困窮の状態の労働者にとって重要な課題であり早急な対応が求められるので、できるだけ早い発効を目指していくことが重要である」ということです。

三点目は、「今日の時点では、労側として目指す具体的な賃上げ額やパーセンテージについて、まだ示しているわけではなく、特に生計費に関する京都のデータがそろっていないので、次回、これが共有、提供された後に、その数値を踏まえた審議をしていきたい」ということでした。

続きまして、公使協議につきましては、以下のような内容です。

一点目は、「今回、中央の審議会の方から提示された金額はやはり大きすぎると考えている。なぜなら京都の経済状況は、新聞にも報道されたとおり、1 千万円超の負債だけでみても、倒産が京都では大幅に増えているということがある。」「中小企業団体中央会の方でも廃業するケースが増えている、組合が廃業するというケースが増えており、組合員数が非常に減少しているという状況にある。こうしたことを考えあわせると、中賃が今回出した目安はそういった現実から懸け離れていると受け取っている」。

二点目は、「数値については具体的に検討していきたいということだが、再三取り上げられていた第 4 表の流れで行くと、たとえば京都の 1,058 円で計算すると 3.4 パーセントということで、春の労使交渉をみても、4 パーセント

周辺にあるということで、こう言った数値を考え併せて検討していきたい。いろんな指標を考えながら、格差の問題も考えて、目安に近づけていくという努力をしていきたい」。

三点目は、「発効日は従来の 10 月 1 日でなくともよいのではないか。従来から『就労控え』の問題で、事業者は非常に大変苦勞されているので、本当をいうと発効日は、もっと後ろにずらしてもらいたい。そして、『10 月 1 日を目標に』というやり方ではなく、実質的な賃上げ額を議論していくという議論の進め方を担保するためにも、発効日を 10 月 1 日に限らず後ろにずらすことも踏まえた検討が重要である」。

以上の三点で簡潔にまとめさせていただきました。

以上になりますが、もし誤りや他に重要な点がありましたら、仰っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

●■○各側委員

(異論、意見等なし。)

○櫻井部会長

よろしいですか。どうもありがとうございました。

○櫻井部会長

それでは最後に、今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○川部賃金室長

皆さんにお配りしている今後の日程一覧をお出してください。

初めに、この間予定していた 8 月 1 日及び 4 日の 2 回の専門部会を中止させていただき、8 月 8 日の専門部会までに結審がなかなか厳しい情勢となってきた関係で、本日午後 1 時から予定していた専門部会についても中止の判断をさせていただきました。この点、ご多忙の中、当初出席を予定いただいていた各委員の皆様は、心からお詫び申し上げます。

今後の審議日程につきましては、一覧表のとおりですが、次回第 3 回専門部会は明日 8 月 6 日（水）午前 8 時 30 分から開催と予定していましたが、さすがに 3 回で結審するというのは、今の状況から厳しいと思いますので、想定していた

第3回本審の開催は中止をさせていただきましてその関係で明日の専門部会の開始時間を9時30分に変更させていただいて、本審の時間も含めて審議時間に充てることができますので、1時間ずらして9時30分とさせていただきたいと思いますが、その点確認いただきまして、それ以降の日程につきましても、確認願います。

第4回専門部会は翌7日（木）午後2時30分から、結審した場合の本審は午後7時からの予定となります。第5回専門部会は8日（金）午前8時30分から、結審した場合の本審は午前11時からという形にさせていただいています。

また、追加で審議日程の調整をこの間お願いしたように、お盆明けの8月18日の週以降にも審議日程を確保しておく必要があります、第6回専門部会は18日（月）午後3時から、第7回専門部会は19日（火）午前8時30分から開催し、18・19日に結審した場合の本審は19日午前11時から開催という形にさせていただきたいと思います。

それでも結審できず、その先になりましたら、第8回専門部会は27日（水）午前8時30分から、結審した場合の本審は午前11時からという日程も予備日としておきたいと思います。

各専門部会と第3回本審の会場はいずれも労働局6階会議室となります。

さらに、地賃改正額の答申を行う第3回本審の開催日に応じて、異議申立の審議を行う第4回本審の日程は、8月6日～8日に答申の場合は当初予定通り変更はございませんが、8月19日に答申が行われた場合は、第4回本審は9月4日（木）午前9時30分から開催、8月27日に答申が行われた場合は、第4回本審は9月12日（金）午前9時30分から開催という日程を設定する必要がありますので、既に日程調整におきまして、ご欠席のお返事を頂戴している委員の皆さんもおられるかもしれませんが、日程の配置につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○櫻井部会長

今ご説明ありました日程につきましてご質問などございませんか。

●門野委員

明日（の専門部会）は9時半から何時まで（の予定）ですか。

○本間賃金室長補佐

もともと本審ができれば専門部会は11時ぐらいを見込んでおりましたが、明日の専門部会は見送りましたので、専門部会の審議時間がどこまでかかるかに

よります。

●門野委員

わかりました。

○櫻井部会長

以上をもちまして、第2回専門部会を終了とします。

次回第3回の専門部会は、明日8月6日(水)午前9時30分から労働局6階会議室で行いますので、明日もみなさんのご出席をよろしくお願いします。

本日は、大変ご苦労さまでした。